

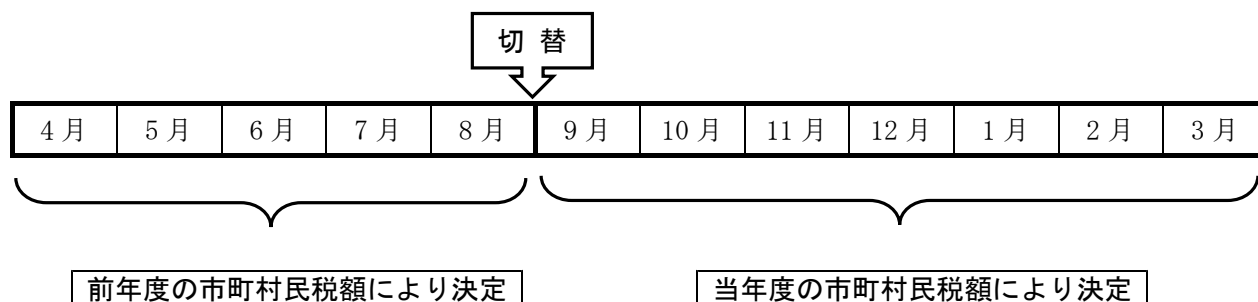
保育料（利用者負担額）の算定について

認定こども園及び保育園は、国・県・市の負担金と保護者等からご負担いただく保育料によって運営されています。つまり、保育料として、運営費（人件費、事業費、管理費、給食材料費等）の一部をご負担いただくことになります。

また、保育料は、保護者等の市町村民税（住民税）の課税額に応じた負担（応能負担）が基本となり、国で定める基準を上限として市が決定します。

1. 保育料の決定

- ・児童の満年齢（当年度4月1日現在）と保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、保護者等の市町村民税額に応じて決まります。
- ・保育料は毎年9月に切り替えとなります。



- ・住宅借入等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税額が算定の基準になります。
- ・年少扶養（16歳未満の子ども）がついている場合は、年少扶養の数×22,800円を控除した額で保育料を決定します。控除方法は、父母それぞれの所得割額から、各年少扶養を控除した後に合算して算定します。

2. 課税額算定対象者

- ・保育料はその児童と同一世帯で、生計を一つにしている父母、またそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の市町村民税額の合計額で算定します。
- ・父母共に非課税で、かつ父母どちらも所得が38万円以下である場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税額で算定することがあります。

(1) 【所得・課税証明証】をお持ちの場合

住所氏名

①所得割額

②均等割額

年 度	市 所 得 割 額	円	市 均 等 割 額	円	年 税 額	(備考)
平成 年度	県 所 得 割 額	円	県 均 等 割 額	円	非課税	円

[illegible]

平成 年 月 日

入村 明



平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与 以外の合算 所得区分	営業	農業	不動産業	配当	給与	雑	課税時
	給与所得									
	その他の所得計									
			総所得金額①							

	總所得③				
課 税 標 準	山林所得				
	分離短期譲渡				
	分離長期譲渡				
	株式等の譲渡				
	上場株式等の配当				
	先物取引				

所得控除	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

③年少扶養

税	市	税額控除前所得割額④	①所得割額				
		税額控除額⑤					
		所得割額⑥					
		均等割額⑦					
	県	税額控除前所得割額④	②均等割額				
		税額控除額⑤					
		所得割額⑥					
額		均等割額⑦					
	特別徴収税額⑧						
	控除不足額⑨						
	既充当額⑩						
	既納付額⑪						
	差引納付額(⑧-⑩-⑨、⑩)						
	変更前税額⑫						
増減額(⑧-⑫)							
変 更 月						月	

※住宅借入等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税額で算定します。